

○「国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼国税ダイレクト方式電子納税届出書」記載要領

ダイレクト方式による電子納税を新規に利用される方又は届出内容を変更される方は、 内に必要事項を記載し、預貯金口座の届出印を押印後、住所等地等を所轄する税務署へ提出してください。

① 提出年月日を記載します。

② 提出先の税務署名を記載します。

⑤ 郵便番号、電話番号、預貯金口座に登録されている所在地(住所)を記載します。

⑥ 上記⑤の所在地(住所)と申告書等に記載した所在地(住所)が異なる場合には、申告書等に記載した所在地(住所)を記載します。

⑦ 預貯金口座の名義とフリガナを記載します。
【注】1 申告等を行う法人名義(本人名義)の口座に限りです。
2 口座名義に代表者氏名等(屋号等)が含まれている場合には、必ず代表者氏名等(屋号等)も記載してください。

⑧ 銀行等をご利用になる場合、金融機関の名称及び支店名等を記載し、預金種別を○で囲み、口座番号を記載します。
なお、農協・漁協については、現在、ダイレクト納付は、ご利用できません。
【注】お手持ちの口座の口座番号が桁未満である場合は、お手数ですが頭部を0で埋めてください。
【例】0001234

⑨ ゆうちよ銀行をご利用になる場合、記号番号を記載します。
【注】前半の記号は必ず5桁となります。
【記載例】
1 総合口座・通常貯金・通常貯蓄貯金の場合
記号 1 1 9 4 0 番号 1 2 3 4 5 6 7 1
記号番号 1 1 1 9 4 0 - 1 2 3 4 5 6 7 1
2 振替口座の場合
記号 0 1 9 3 0 1 番号 1 2 3 4 5 6
記号番号 0 1 9 3 0 1 - 1 2 3 4 5 6

※記載要領は、法人を例に示しています。

③ 法人番号を記載します。
※個人の方は個人番号の記載は不要です。

④ 法人名及び代表者氏名(氏名)を記載します。

⑩ ①から⑨までを記載後、
預貯金口座の届出印を押印(又は届出サイン)します。
印影が不鮮明な場合には、下の欄へ押印し直してください。

⑪ 利用者と金融機関及び税務署間の契約についての約定を必ずご確認ください。

国税ダイレクト方式電子納税依頼書
兼国税ダイレクト方式電子納税届出書

氏名(法人名及び代表者氏名)
株式会社 国税商事
代表取締役 国税 太郎

令和××年 5 月 7 日提出
税務署長 あて
税関 税務課

私(当社)は、国税について、電子納税(ダイレクト方式)を利用することを申し出るので届出ます。
なお、税理士から申告書等を代理送信した場合には、税理士が私(当社)に代わって電子納税(ダイレクト方式)手続の実行をできるよう、あわせて届けてください。

取扱金融機関 御中

私(当社)は、国税の納付を電子納税(ダイレクト方式)により納付することとしたいので、下記約定を締約の上、依頼します。

1 指定預貯金口座
(〒 100 - 0004 電話 03 (1234) 5678
東京千代田区大手町1-×-×
(申告納税地) 東京千代田区豊ヶ岡3-×-×
(フリガナ) カブシキガイシャコクセイショウジ ダイレクトシステムヤク コクセイタロウ
株式会社国税商事 代表取締役 国税 太郎

住所(所在地)
東京千代田区大手町1-×-×
(金融機関お届け印)
国税商事

氏名
(法人名及び代表者氏名)
株式会社 国税商事
代表取締役 国税 太郎

指定金融機関
銀行 信用金庫 労働金庫・農協 信用組合・漁協
財務 東京
1 預金種別
ゆうちょ銀行 記号番号
2 普通 2 当座 3 納税準備 口座番号
(000123456789)

振替日時: 納付情報送付日時
3 利用開始日: ダイレクト方式電子納税(ダイレクト納付)登録完了通知の受信日以降

約
一 国税庁の電子情報処理組織を使用して(当社)名義の国税の納付に必要な情報(以下「納付情報」という。)が送付されたときは、私(当社)に通知することなく納付情報に記載された金額を指定預貯金口座から引き落とすこととし、納付してください。この場合、当該納付に係る領収証書は省略されて差し支えありません。
二 前項の指定預貯金口座からの引き落としに当たっては当該振出規定又は預貯金規定にかかわらず、私が付くべき印手の振出指定又は預貯金規定及び預貯金払戻請求の提出などいたしません。
三 指定預貯金口座及び振替日時において納付情報に記載された金額に満たないときは、私(当社)に通知することなく納付情報を返還されても差し支えありません。
四 この契約は、貴店(組合)に相当の事由により必要と認められた場合には私(当社)に通知されることなく解除されても異議はありません。
五 この契約を解除する場合には、私(当社)から税務署を經由して指定した金融機関に書面をもって届けてください。
六 この取扱いについて、仮に紛議が生じても、貴店(組合)の責によるものを除き、貴店(組合)には迷惑をかけません。

受付 印 印刷 照合 換 印
(口座識別番号)
(照証番号)

※記載内容等について、ご不明な点などがありましたら、税務署(管理運営部門)にお尋ねください。

- 110 -